

事を得、

第六九條 擶大中央委員會の委員選舉に於て中央委員会は中央委員會が於て宣立て定むるのとす、

第三節 中央常任委員會

第七十條 中央委員會は若干名の中央常任委員会と互選し、中央委員長を以て委員長とする中央常任委員會を組織せらるりとす、

第七十一條 中央常任委員會は中央委員會の決議及緊急事項を執行すべき責を負ふべしとす、但し緊急事項の執行は次回中央委員會の承認を得るを要す、

第七十二條 中央委員會の下に左の部門を置き、中央常任委員會と同所に各部門の部長を兼任せしめ、但し必要に應じ中央常任委員會と同所に各部門の部長を兼任せしめ、

組織部、宣傳部、政治部、國際部、調查部、教育部^{出版}、共情部、財政部、婦人部、

第七十三條 前條各門の細則は中央委員會が於て之を定め、部員及団體は中央委員會が於て之を選任するものとす、

第七十四條 中央委員長、部長、部員及団體は各自の職務に従事を得、該科の額は中央委員會に於て之を定む、

第四節 統制委員會

第七十五條 統制本部若干名は大會より選出し、統制委員會を組織す、

第七十六條 統制委員會にて缺員を生じたる場合候補者を以て補缺とするものとす、

第七十七條 統制委員長は委員會の互選とす、

第七十八條 統制委員會は本會の金計監査及大會の決議執行に關する中央委員會の活動を監督するものとす、

第七十九條 統制委員會は必要の場合は中央委員會地方評議會、全國的產業別聯合會或其產業別協議會の一切の書類を閲覧する事を得、

第八十條 統制委員會會議は必要に應じて委員長にて召集す、

第八十一條 統制委員會は毎定期大會と中央委員會の活動及事務會議の監督に關する報告を提出する事を得、

第四章 加盟脱退及規律

第八十二條 本會に加入せんとする組合は規約後員名簿並に結本部費一ヶ月分を清へ中央委員會に申込せりかとす、

第八十三條 本會への加盟又は脱退は大會若しくは中央委員會の承認を経て要す、